



社会教育主事について

社会教育主事とは「社会教育法」定められた教育委員会に置かれる社会教育に関する専門的職員のことです。社会教育主事となる資格の取得方法は次のとおりです。

参考法令<社会教育法第9条の4>

大学2年以上在学して62単位を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が3年以上になる者で、社会教育主事の講習を修了すること

- イ 社会教育主事補の職にあった期間
- ロ 官公署又は社会教育関係団体における社会教育に関係のある職で文部科学大臣の指定するものにあった期間
- ハ 官公署又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

教育職員の普通免許状を有し、かつ5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあった者で、社会教育主事の講習を修了すること

大学に2年以上在学して62単位以上修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で前記 のイからハまでに掲げる期間を通算した期間が1年以上になること。

社会教育主事の講習を修了したもので(上記 及び に掲げる者を除く。)で、社会教育に関する専門的事項について前記 から に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会から認定されること。

上記 、 、 の方法の場合、いずれも社会教育主事講習を修了する必要があるが、現在、文部科学大臣の委託を受けて国立教育政策研究所社会教育実践研究センター及び国・公・私立大学において講習が行われています。(詳細は文部科学省のホームページに掲載されています。)

社会教育主事講習を受けようとする方が、本学において下表の右欄の科目(放送大学における対応科目)の単位を修得した場合は、社会教育主事講習の申し込みの際、「社会教育主事講習単位修得認定申請書」に本学の成績・単位修得証明書を添付の上、都道府県教育委員会に提出し、認定を受ける必要があります。なお、社会教育主事講習の受講手続きの詳細については、各都道府県教育委員会の担当課にお問い合わせください。

参考法令<社会教育主事講習等規程 第3条>

| 講習科目及び単位数 | | 放送大学における対応科目及び単位数 |
|-----------|---|------------------------------|
| 生涯学習概論 | 2 | 生涯学習論('06)(大学院科目) |
| 社会教育計画 | 2 | |
| 社会教育演習 | 2 | |
| 社会教育特講 | 3 | 生涯学習と自己実現('06) 教育社会学('07) |

* 空欄の箇所は、該当科目がありません。